

## 保護預り約款新旧対照表

新	旧
<p><b>【保護預り証券】</b></p> <p>第2条 当社は、金融商品取引法(以下「金商法」といいます。)</p> <p>第2条第1項各号に掲げる証券のうち市場性のあるもの及び当社発行の株券に限り、この約款、「株券等の保管及び振替に関する法律」(以下「保振法」といいます。)その他の法令又は保振法第5条の規定に基づく株式会社証券保管振替機構(以下「機構」といいます。)の業務規程及び業務規程施行規則その他の機構が定める規則の定めに従ってお預りします。ただし、これらの証券でも都合によりお預りしないことがあります。</p> <p>当社は、前項によるほか、お預りした証券が機構の<u>行う振替決済</u>以外の振替決済にかかるものであるときは、金融商品取引所及び決済会社が定めるところによりお預かりします。</p> <p>(現行どおり)</p> <p><b>【保護預り証券の保管方法及び保管場所】</b></p> <p>第3条(現行どおり)</p> <p>一、当社は、<u>機構が行う証券保管振替制度</u>(以下「保振制度」といいます。)の振替決済、<u>機構が行う保振制度以外の振替決済</u>及び前条第 項に規定する振替決済にかかる保護預り証券以外の<u>保護預り証券</u>については、当社において安全確実に保管します。</p> <p>二、<u>機構が行う保振制度の振替決済及び機構が行う保振制度以外の振替決済</u>にかかる保護預り証券については、特にお申出のない限り機構で混蔵して保管します。</p> <p>なお、お申し出により機構預託しない有価証券については、原則としてお客様に返還いたします。</p> <p>また、機構においては、預託された株券、協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券及び投資証券(以下第24条を除き「株券等」といいます。)を所定の時期に機構名義に書換えて保管します。</p> <p>三～五(現行どおり)</p> <p>六、<u>受益証券発行信託の受益証券</u>(金商法第2条第1項第14号に規定するものをいいます。以下同じ。)については、<u>機構からの委託に基づき、当該受益証券の受託者で混蔵して保管します。</u></p>	<p><b>【保護預り証券】</b></p> <p>第2条 当社は、金融商品取引法(以下「金商法」といいます。)</p> <p>第2条第1項各号に掲げる証券のうち市場性のあるもの及び当社発行の株券に限り、この約款及び「株券等の保管及び振替に関する法律」(以下「保振法」といいます。)その他の法令<u>並びに</u>保振法第5条の規定に基づく株式会社証券保管振替機構(以下「機構」といいます。)の業務規程及び業務規程施行規則その他の機構が定める規則の定めに従ってお預りします。ただし、これらの証券でも都合によりお預りしないことがあります。</p> <p>当社は、前項によるほか、お預りした証券が機構の<u>証券保管振替制度</u>(以下「保振制度」といいます。)以外の振替決済にかかるものであるときは、金融商品取引所及び決済会社が定めるところによりお預かりします。</p> <p>(省 略)</p> <p><b>【保護預り証券の保管方法及び保管場所】</b></p> <p>第3条(省 略)</p> <p>一、当社は、前条第 項に規定する振替決済にかかる保護預り証券以外の<u>証券</u>については、当社において安全確実に保管します。</p> <p>二、<u>保護預り証券のうち、保振法2条1項に定める有価証券</u>については、特にお申出のない限り機構で混蔵して保管します。</p> <p>なお、お申し出により機構預託しない有価証券については、原則としてお客様に返還いたします。</p> <p>また、機構においては、預託された株券、協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券及び投資証券(「株券等」といいます。)を所定の時期に機構名義に書換えて保管します。</p> <p>三～五(省 略)</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p>

## 保護預り約款新旧対照表

新	旧
<p><b>【混蔵保管等に関する同意事項】</b></p> <p>第5条（現行どおり）</p> <p style="padding-left: 20px;">（現行どおり）</p> <p style="padding-left: 20px;">一～三（現行どおり）</p> <p><u>四、当社は、機構の定める一定の日には受益証券発行信託の受益証券の預託を受けないこと。</u></p> <p>五（現行どおり）</p> <p>六（現行どおり）</p> <p>七、預託証券の株式等について併合・減資又は商号変更等株券等を発行者へ提出することが必要な場合は、預託株券等の返還のご請求があったものとして取り扱うこと。</p> <p>八、預託株券の発行者が債務超過の場合において株式の全部を零にする資本金の減少を行った場合、当該発行者が破産手続開始の決定を受けた場合、または当該発行者が清算結了の登記を行った場合は、機構が、当該株券の取扱いを廃止し、あらかじめ機構が定める日までにお客様から返還のご請求がない限り、機構の定める規則に従って当該預託株券を破棄すること。</p> <p>九、お客様より預託を受け当社で保管する株券について、発行会社が債務超過の場合において株式の全部を零にする資本金の減少を行った場合、当該発行会社が破産手続開始の決定を受けた場合、または当該発行者が精算結了の登記を行った場合は、当社は第5条第1項第七号の規定を準用し、当該株券を破棄することがあること。</p> <p>十、<u>預託証券の受益証券発行信託の受益証券が金融商品取引所において上場廃止となった場合は、信託契約に基づいて信託財産等が変換されることがあること。</u></p> <p>十一、<u>預託証券の受益証券発行信託の受益証券の信託財産である外国株券(金商法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち、同項第9号に掲げる株券の性質を有するものをいいます。)の発行者が株式の全部を零にする資本金の額の減少を行った場合、外国株券の発行者の破産手続開始により、受託有価証券の有価証券としての価値が失われたことを機構が確認した場合又は外国株券の発行者が精算結了の登記を行った場合は、機構が、当該受益</u></p>	<p><b>【混蔵保管等に関する同意事項】</b></p> <p>第5条（省 略）</p> <p style="padding-left: 20px;">（省 略）</p> <p style="padding-left: 20px;">一～三（省 略）</p> <p style="text-align: right;">（新 設）</p> <p>四（省 略）</p> <p>五（省 略）</p> <p>六、預託証券の株式等について併合・減資もしくは商号変更等株券等を発行者へ提出することが必要な場合は、預託株券等の返還のご請求があったものとして取り扱うこと。</p> <p>七、預託株券の発行者が債務超過の場合において株式の全部を零にする資本金の減少を行ったとき、当該発行者が破産手続開始の決定を受けたとき、または当該発行者が清算結了の登記を行ったときは、機構が、当該株券の取扱いを廃止し、あらかじめ機構が定める日までにお客様から返還のご請求がない限り、機構の定める規則に従って当該預託株券を破棄すること。</p> <p>八、お客様より預託を受け当社で保管する株券について、発行会社が債務超過の場合において株式の全部を零にする資本金の減少を行ったとき、当該発行会社が破産手続開始の決定を受けたとき、または当該発行者が精算結了の登記を行ったときは、当社は第5条第1項第七号の規定を準用し、当該株券を破棄することがあること。</p> <p style="text-align: right;">（新 設）</p> <p style="text-align: right;">（新 設）</p>

## 保護預り約款新旧対照表

新	旧
<p><u>証券発行信託の受益証券の取扱いを廃止し、あらかじめ機構が定める日までにお客様から返還のご請求がない限り、機構の定める規則に従って当該預託受益証券発行信託の受益証券を廃棄すること。</u></p> <p>十二（現行どおり） 十三（現行どおり）</p> <p><b>【当社への届出事項】</b></p> <p>第7条 「総合取引申込書兼保護預り口座設定申込書」に押なつされた印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の氏名等をもって、お届出の印鑑、住所、氏名又は名称、生年月日等とします。</p> <p><u>お客様が、法律により株券等に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等である場合には、前項の申込書を当社に提出していただく際、その旨をお届出いただきます。この場合、「パスポート」、「外国人登録証明書」等の書類をご提出願うことがあります。</u></p> <p><b>【保護預り証券の口座処理】</b></p> <p>第8条 <u>保護預り証券は、すべて同一口座でお預りします。</u></p> <p><u>機構が行う保振制度の振替決済にかかる証券、機構が行う保振制度以外の振替決済にかかる証券又は金融商品取引所もしくは決済会社の振替決済にかかる証券については、他の口座から振替を受け、又は他の口座へ振替を行うことがあります。この場合、他の口座から振替を受け、その旨の記帳を行ったときにその証券が預けられたものとし、また、他の口座へ振替を行い、その旨の記帳を行ったときにその証券が返還されたものとして取り扱います。ただし、機構が必要があると認めて振替を行わない日を指定したときは、機構に預託されている証券の振替が行われなことがありません。</u></p> <p><b>【質権にかかる処理】</b></p> <p>第9条 お客様が保護預り証券について<u>担保</u>を設定される場合は、当社が認めた場合の<u>担保</u>の設定についてのみ行うものとし、この場合、当社所定の方法により行います。</p> <p><b>【実質株主等の通知等にかかる処理】</b></p> <p>第10条（現行どおり）</p> <p>一、当社は権利確定日等までに、お客様のお申出による住</p>	<p>九（省略） 十（省略）</p> <p><b>【当社への届出事項】</b></p> <p>第7条 「総合取引申込書兼保護預り口座設定申込書」に押なつされた印影及び記載された住所、氏名等をもって、お届出の印鑑、住所、氏名等とします。</p> <p style="text-align: right;">（新設）</p> <p><b>【保護預り証券の口座処理】</b></p> <p>第8条 <u>保護預りとしてお預りする証券は、すべて同一口座でお預りします。</u></p> <p><u>保振制度にかかる証券又は金融商品取引所もしくは決済会社の振替決済にかかる証券については、他の口座から振替を受け、又は他の口座へ振替を行うことがあります。この場合、他の口座から振替を受け、その旨の記帳を行ったときにその証券が預けられたものとし、また、他の口座へ振替を行い、その旨の記帳を行ったときにその証券が返還されたものとして取り扱います。ただし、機構が必要があると認めて振替を行わない日を指定したときは、機構に預託されている証券の振替が行われなことがありません。</u></p> <p><b>【質権にかかる処理】</b></p> <p>第9条 お客様が保護預り証券について<u>質権</u>を設定される場合は、当社が認めた場合の<u>質権</u>の設定についてのみ行うものとし、この場合、当社所定の方法により行います。</p> <p><b>【実質株主等の通知等にかかる処理】</b></p> <p>第10条（省略）</p> <p>一、当社は権利確定日までに、お客様のお申出による住所、</p>

## 保護預り約款新旧対照表

新	旧
<p>所、氏名、その他機構が定める事項を書面により発行者に届け出ます。</p> <p>二、当社は、<u>権利確定日等</u>における実質株主等の住所、氏名及び数量<u>その他機構が定める事項</u>を機構に報告するとともに、機構はこれを実質株主等として発行者に通知します。</p> <p>三・四（現行どおり）</p> <p>五、当社は、お客様から特にお申出のない限り、機構の定める一定の日における預託株券等にかかるお客様のお申出による住所、氏名及び数量<u>その他機構が定める事項</u>を機構を経由して発行者に通知することがあります。</p> <p>六（現行どおり）</p> <p><b>【受益者の通知等にかかる処理】</b></p> <p>第 10 条の 2 <u>受益証券発行信託の受益証券</u>をお預りした場合には、<u>受益証券の受託者（受益証券発行信託の受益証券の受益権原簿管理人を含む。以下本条において同じ。）</u>に対するお客様の<u>権利は、信託契約及び機構の定める方法により、次のとおり取り扱います。</u></p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p>二、当社は、<u>受益証券発行信託の受益証券の権利確定日及び信託の計算期間の終了日等までに、お客様のお申出による住所、氏名及び数量その他機構が定める事項を書面により受益証券の受託者に提出します。</u></p> <p>二、当社は、<u>受益証券発行信託の受益証券の権利確定日及び信託の計算期間の終了日等における受益者の住所、氏名及び数量その他機構が定める事項を機構に報告する</u></p>	<p>氏名、その他機構が定める事項を書面により発行者に届け出ます。</p> <p>二、当社は、権利確定日における実質株主等の住所、氏名及び数量を機構に報告するとともに、機構はこれを実質株主等として発行者に通知します。</p> <p>三・四（省 略）</p> <p>五、当社は、お客様から特にお申出のない限り、機構の定める一定の日における預託株券等にかかるお客様のお申出による住所、氏名及び数量を機構を経由して発行者に通知することがあります。</p> <p>六（省 略）</p> <p><b>【受益者登録の請求等にかかる処理】</b></p> <p>第 10 条の 2 <u>保振制度により投資信託の受益証券</u>をお預りした場合には、<u>受益証券の発行者に対するお客様の受益者登録は、発行者が機構を通じて受益者登録ができる旨を定めている場合に限り、機構の定める方法により、次のとおり取り扱います。</u></p> <p>一、当社は、お客様から特にお申し出のない限り、<u>信託の計算期間の終了日においてお預かりしている投資信託の受益証券につき、受益者登録の請求にかかる取次ぎのご依頼をいただいたものとして取り扱い、当該請求を機構に取り次ぎます。</u></p> <p>二、当社は、前号の受益者登録の請求を取り次ぐ場合には、<u>受益者登録の請求に必要な信託の計算期間の終了日現在の顧客口座簿の写しについて、お客様から交付の請求及び当該写しの受益証券の発行者への送付のご依頼をいただいたものとして取り扱い、当該写しを機構に提出します。</u></p> <p>三、当社は、信託の計算期間の終了日までに、<u>受益者登録の手続きに必要なお客様のお申し出による住所、氏名等を記載した書類を、機構を経由して受益証券の発行者に提出します。</u></p> <p style="text-align: right;">（新 設）</p>

## 保護預り約款新旧対照表

新	旧
<p><u>とともに、機構はこれを受益者として受益証券の受託者に通知します。</u></p> <p>三、<u>第一号のお申出</u>による住所、氏名等に変更が生じた場合は当社所定の方法により、お申出をいただき、当社はその旨を記載した書類を受益証券の<u>受託者</u>に提出します。</p> <p>四、当社は、お客様から特にお申出のない限り、機構の定める一定の日における預託受益証券にかかるお客様のお申出による住所、氏名及び数量その他機構が定める事項を機構を經由して受益証券の<u>受託者に通知</u>することがあります。</p> <p>五、<u>お客様が機構への預託受益証券を当社から他の参加者へ又は他の参加者から当社へ預け替えをした場合は、受益証券の受託者に対する受益者としての継続性は失われる恐れがあります。</u></p> <p><b>【名義書換等の手続きの代行等】</b></p> <p>第 12 条 当社は、ご依頼があるときは株券等の名義書換、併合又は分割、新株予約権付社債の新株予約権の行使、単元未満株式等の発行者への買取請求、投資信託の受益証券の受益者登録の請求の取次ぎ等の手続きを代行します。この場合、預託転換社債型新株予約権付社債券について、機構を通じて新株予約権の行使をするときは、機構が発行者に対し転換社債型新株予約権付社債券及び新株予約権行使請求に要する書類（転換社債券については「転換請求書」と読み替える。）を提出した日に、新株予約権行使（転換社債券については「転換請求」と読み替える。以下同じ。）の効力が生じます。ただし、機構が権利確定日前で新株予約権行使の申出を受けない一定期間において、お客様から新株予約権行使をお申出いただいたときは、当該転換社債型新株予約権付社債券の返還のご請求があったものとして取り扱い、当社はこれに基づき機構から当該転換社債型新株予約権付社債券の返還を受け、直接発行者への取次ぎ等の手続きを代行します。</p> <p>法律により外国人、外国法人の保有する株券の名義書換の制限が行われている発行者の預託転換社債型新株予約権付社債券については、お客様が外国人、外国法人等である場合、お客様から新株予約権行使をお申出いただいたときは、</p>	<p>四、<u>前号のお申し出</u>による住所、氏名等に変更が生じた場合は当社所定の方法により、お申出をいただき、当社はその旨を記載した書類を受益証券の<u>発行者</u>に提出します。</p> <p>五、当社は、お客様から特にお申出のない限り、機構の定める一定の日における預託受益証券にかかる<u>受益者登録の手続きに必要な</u>お客様のお申出による住所、氏名等を記載した書類を機構を經由して受益証券の<u>発行者受に提出</u>することがあります。</p> <p style="text-align: right;">（新 設）</p> <p><b>【名義書換等の手続きの代行等】</b></p> <p>第 12 条 当社は、ご依頼があるときは株券等の名義書換、併合又は分割、新株予約権付社債の新株予約権の行使、単元未満株式等の発行者への買取請求、投資信託の受益証券の受益者登録の請求の取次ぎ等の手続きを代行します。この場合、預託転換社債型新株予約権付社債券について、機構を通じて新株予約権の行使をするときは、機構が発行者に対し転換社債型新株予約権付社債券及び新株予約権行使請求に要する書類（転換社債券については「転換請求書」と読み替える。）を提出した日に、新株予約権行使（転換社債券については「転換請求」と読み替える。以下同じ。）の効力が生じます。ただし、機構が権利確定日前で新株予約権行使の申出を受けない一定期間において、お客様から新株予約権行使をお申し出いただいたときは、当該転換社債型新株予約権付社債券の返還のご請求があったものとして取り扱い、当社はこれに基づき機構から当該転換社債型新株予約権付社債券の返還を受け、直接発行者への取次ぎ等の手続きを代行します。</p> <p>法律により外国人、外国法人の保有する株券の名義書換の制限が行われている発行者の預託転換社債型新株予約権付社債券については、お客様が外国人、外国法人等である場合、お客様から新株予約権行使をお申し出いただいたと</p>

## 保護預り約款新旧対照表

新	旧
<p>当該転換社債型新株予約権付社債券の返還のご請求があったものとして取り扱い、当社はこれに基づき機構から当該転換社債型新株予約権付社債券の返還を受け、直接発行者への取次ぎ等の手続きを代行します。</p> <p>(現行どおり)</p> <p><u>当社は、ご依頼があるときは、受益証券発行信託の受益証券について、信託契約及び機構の規則等その他の定めに従って信託財産への転換請求の取次ぎの手続きを行います(信託財産の発行者が所在する国又は地域(以下「国等」といいます。))の諸法令、慣行及び信託契約の定め等により転換請求の取次ぎを行うことができない場合を除きます。)</u></p> <p><u>なお、当該転換により取得した信託財産については、この約款によらず、当社が別に定める約款の規定により管理することがあります。</u></p> <p><u>当社は、ご依頼があるときは、受益証券発行信託の受益証券の信託財産について、信託契約及び機構の規則等その他の定めに従って、当該受益証券発行信託の受益証券への転換請求の取次ぎの手続きを行います(信託財産の発行者が所在する国等の諸法令、慣行及び信託契約の定め等により転換請求の取次ぎを行うことができない場合を除きます。)</u></p> <p><u>前__項から前__項の場合は、所定の手数料をいただきます。</u></p> <p><b>【受益証券発行信託の受益証券の信託財産の配当等の処理】</b></p> <p><u>第 13 条の 2 受益証券発行信託の受益証券の信託財産に係る配当又は収益分配金等の処理、新株予約権等(新株予約権の性質を有する権利又は株式その他の有価証券の割当てを受ける権利をいう。以下同じ。)その他の権利の処理は、信託契約に定めるところにより、受託者が処理することとします。</u></p> <p><b>【受益証券発行信託の受益証券の信託財産に係る議決権の行使】</b></p> <p><u>第 13 条の 3 受益証券発行信託の受益証券の信託財産に係る株主総会(受益者集会を含む。以下同じ)における議決権は、お客様の指示により、当該受益証券発行信託の受益証券の受託者が行使します。ただし、別途信託契約に定めが</u></p>	<p>きは、当該転換社債型新株予約権付社債券の返還のご請求があったものとして取り扱い、当社はこれに基づき機構から当該転換社債型新株予約権付社債券の返還を受け、直接発行者への取次ぎ等の手続きを代行します。</p> <p>(省略)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>__前1項から前3項の場合は、所定の手数料をいただきます。</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p>

## 保護預り約款新旧対照表

新	旧
<p><u>ある場合はその定めによります。</u></p> <p><b>【受益証券発行信託の受益証券に係る議決権の行使等】</b></p> <p><u>第 13 条の 4 受益証券発行信託の受益証券に係る受益者集会における議決権の行使又は異議申立てについては、信託契約に定めるところによりお客様が行うものとしします。</u></p> <p><b>【株主総会の書類等の送付等】</b></p> <p><u>第 13 条の 5 受益証券発行信託の受益証券の信託財産に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の権利又は利益に関する諸通知及び受益証券発行信託の受益証券に係る信託決算の報告書の送付等は、当該受益証券発行信託の受益証券の受託者が信託契約に定める方法により行います。</u></p> <p><b>【保護預り証券の返還】</b></p> <p>第 14 条～（現行どおり）</p> <p><u>機構に保管されている受益証券発行信託の受益証券については、信託契約に定める事由以外には受益証券の返還のご請求に応じられないこととなっております。また、信託契約に定める事由であっても、機構の定める規則により、権利確定日等の一定の日には受益証券の返還のご請求に応じられないことがあります。</u></p> <p><b>【振替法の施行に向けた手続き等に関する同意】</b></p> <p><u>第 24 条 当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「振替法」といいます。）の施行に向けた準備のために、お客様がこの約款に基づき当社に寄託している有価証券のうち、保振法第 2 条に規定する株券等（振替法に基づく振替制度に移行しない新株予約権付社債券を除きます。以下本条において同じ。）に該当するものについて、次の第一号から第八号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p> <p><u>一、振替法の施行日（平成 21 年 6 月 8 日までの範囲内において政令で定める日をいう。以下「施行日」といいます。）の 14 日前の日から施行日の前日までの間、株券等をお預りしないこと及びお預りした株券等を返還しないこと。</u></p> <p><u>二、施行日以後は、お預りした株券等を返還しないこと。</u></p>	<p style="text-align: right;">（新 設）</p> <p style="text-align: right;">（新 設）</p> <p style="text-align: right;">（新 設）</p> <p><b>【保護預り証券の返還】</b></p> <p>第 14 条～（省 略）</p> <p style="text-align: right;">（新 設）</p> <p style="text-align: right;">（新 設）</p> <p style="text-align: right;">（新 設）</p> <p style="text-align: right;">（新 設）</p>

## 保護預り約款新旧対照表

新	旧
<p><u>三、施行日の1月前の日から施行日の2週間前の日の前日までの間、当社は、当社において保管しているお客様の株券を機構に預託する場合があること。この場合、当社は、預託した旨をお客様に通知すること。お預りしている株券にお客様の質権が設定されている場合もお客様に通知すること。</u></p>	(新 設)
<p><u>四、振替法の施行に向けた準備のため、当社は、機構が定める方式に従い、お客様の顧客情報（氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、法定代理人に係る事項、その他機構が定める事項）を機構に通知すること。</u></p>	(新 設)
<p><u>五、当社が前号に基づき機構に通知した顧客情報（生年月日を除きます。）の内容は、機構を通じて、お客様が他の証券会社等に保護預り口座を開設している場合の当該他の証券会社等に通知される場合があること。</u></p>	(新 設)
<p><u>六、お客様の氏名又は名称及び住所等の文字のうち、振替制度で指定されていない漢字等が含まれている場合には、第四号の通知の際、その全部又は一部を振替制度で指定された文字に変換して通知すること。</u></p>	(新 設)
<p><u>七、当社が第四号に基づき機構に通知した顧客情報の内容は、機構が定める日以降に、機構を通じた第10条の実質株主等の通知等にかかる処理に利用すること。</u></p>	(新 設)
<p><u>八、上記のほか、当社は、振替法の施行に向けた準備のために、必要となる手続きを行うこと。</u></p>	(新 設)
<p><b>【この約款の変更】</b> 第<u>25</u>条（現行どおり）</p>	<p><b>【この約款の変更】</b> 第<u>24</u>条（省 略）</p>

(H20.4 改訂)